



子育て支援の拡充により保育料がかわります!

和水町では、国が規定する保育所保育料基準額が改正されたことに伴い、和水町の保育所保育料基準額表等を見直しました。（平成19年4月1日に遡って適用）

【第1表】和水町保育所保育料基準額表

(単位:円)

階層 区分	定 義		保育料基準額 (月額)		
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯		0	0	0
B	A階層及びD階層を除き前年度市町村 住民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	7,000	5,500	5,500
C1		均等割の額のみ世帯	10,000	8,000	8,000
C2		所得割の額のある世帯	16,000	13,000	13,000
D1		4,000円未満	19,000	14,500	14,000
D2		4,000円以上15,000円未満	20,000	16,000	15,000
D3		15,000円以上34,000円未満	23,000	19,000	17,500
D4		34,000円以上72,000円未満	26,000	23,000	21,000
D5		72,000円以上123,000円未満	30,000	27,000	25,000
D6		123,000円以上180,000円未満	34,000	30,000	27,000
D7		180,000円以上312,000円未満	38,000	31,000	28,000
D8		312,000円以上459,000円未満	40,000	32,000	29,000
D9		459,000円以上	41,000	33,000	30,000

第3子以降の 3歳未満の児童の保育料が無料!

これまでは18歳未満の児童を3人以上扶養している多子世帯から3人以上の児童が同時入所の場合に第3子以降の児童の保育料を無料としていましたが、今回の改正によって3人同時入所でなくても、第3子以降の3歳未満の児童が保育所に入所している場合もその児童の保育料を無料としました。（ただし、D9階層は除く。）

保育料基準額表を改正!

所得税の定率減税額が所得税の20%から10%に減額されたことに伴い、第1表のとおり保育料基準額表の定義欄を見直しました。

【第2表】保育料と兄弟姉妹の関係

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、最も年齢が高い児童	保育料基準額の全額
イ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、2番目に年齢が高い児童	保育料基準額の半額
ウ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、ア及びイ以外の児童	保育料基準額の1/10

兄弟姉妹の数を 年齢が高い順から一本化!

兄弟姉妹の数を最も年齢が高い児童から第1子、第2子と数えるようになり、幼稚園又は認定こども園に入所している児童もあらたに数に含まれることになりました。

なお、料金については第1表、第2表をご覧ください。

保育所で大切なお子様をお預かりし、充実した保育を行うためには、その内容の向上や施設の整備等、多くの経費が必要となります。今後とも、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

(なお今回の改正で保育料があがることはありません。)

ご不明な点は、役場健康福祉課までお問合せください。



インフルエンザ予防接種料金の一部助成を行います!

満1歳～就学前の方（平成19年10月1日現在）

町立病院小児科外来で接種する場合

- 実施期間：平成19年10月18日(木)～12月20日(木)の毎週木曜日(計9回)
※11月15日(木)を除く
- 受付時間：午前10時00分～午前11時00分
※11月29日(木)のみ午前9時00分～午前11時00分
- 接種回数：2回接種。(1回目と2回目の間隔は1～4週間)
事前に予約が必要です。早めに受けましょう。
※卵アレルギーがある方は事前にお知らせください。
- 料 金：1回目 1,000円 2回目 1,000円
- 持 参 品：母子健康手帳、予診票
予診票は病院受付と役場本庁及び三加和総合支所の健康福祉課で交付しますので、
必ず接種前に記入してお持ちください。
- 申し込み先 和水平立病院 受付 TEL 0968・86・3105

町立病院以外で接種する場合

- 実施期間：平成19年10月1日(月)～12月31日(月)
- 接種回数：2回接種。(1回目と2回目の間隔は1～4週間)
- 持 参 品：母子健康手帳 ※予診票は、医療機関発行のものをご利用ください。
- 助成方法：償還払いとします。母子健康手帳と医療機関発行の領収書(2回分)及び印鑑を
お持ちの上、健康福祉課に申請してください。1回につき自己負担1,000円分
を差し引いた額を助成します。※接種料金は1、2回目ともに4,700円程度
- 申請期限：助成の申請受付は平成20年1月31日までです。
それ以降は受け付けませんので、ご注意ください。

インフルエンザ予防接種料金の助成対象者は、次の方です。

- ・予防接種法で定められている65歳以上の方及び60歳～65歳未満の重度の内臓疾病を持つ一部の方
- ・任意で実施する幼児(1歳～就学前)

65歳以上(平成18年12月30日現在)の方のインフルエンザについては、
個別に通知いたします。詳しくは、別途通知をご覧ください。